

オリジナル副業プログラムFC契約書

サクセスキューブ株式会社（以下「甲」という）と本件契約書の正規取得者（以下「乙・オリジナル副業プログラム会員」という）とは、次のとおり甲が取り扱う商品をロコミ等にてPRし販路拡大するためのオリジナル副業プログラムFC契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条(目的)

甲は、乙を甲の商品（以下「本件商品」という）の（いわば）販売協力店として指定するものとし、乙は甲の販売協力店として本件商品のPR（ロコミ等）をするものとする。

第2条（オリジナル副業プログラム会員の効力）

オリジナル副業プログラム会員の効力は、本契約の締結時に、オリジナル副業プログラム参加料（登録料）を支払うことにより開始されるものとする。

第3条（事前確認・退会について）

参加料（登録料）は、原則としてオリジナル副業プログラムの契約を破棄しても返還されないものとする。

ただし、本契約の効力発生日以降1年経過後に、乙がオリジナル副業プログラム会員を退会する旨の申し出があった場合には、全額返金保証にて全額返金するものとする。

（申し出期間は1年経過後の応当日から起算して30日以内に退会申し出する場合に限る）

全額返金の申し出があった日から起算して10営業日以内に銀行口座に振り込むものとする。

第4条（ロコミ等手数料）

乙のロコミ等手数料（報酬）は、毎月末日までの（ロコミ等による紹介を含む）販売額（入金ベース）を集計した分について、翌月15日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

（15日が祝祭日の場合は翌営業日となる）

ただし、振込手数料は乙の負担とする。

第5条（ロコミ等手数料（報酬）の金額）

ロコミ等手数料の金額、いわゆる報酬額については下表のとおりとする。

なお当初スタートの製品から順次取り扱い商品が拡大する場合には甲はそのつど金額を乙に通知するものとする。

また、運送業者等の運賃改定等により製造コスト・輸送コストの見直しが発生する場合等においては商品価格の見直しと合わせて手数料（報酬）の見直しもありうるものとする。

ただし、手数料（報酬）の見直しが発生した場合には甲は乙に遅滞なく通知するものとする。

（鶏の炭火焼1ケースごとに）

（税込）

鶏の炭火焼（120g）20袋=1ケース	500円
鶏の炭火焼（100g）20袋（チルド）=1ケース	500円
鶏の炭火焼（500g）20袋（チルド）=1ケース	2,000円

(ミネラルウォーター24本入り1ケースごとに)

(税込)

シリカ水イノチの水	500 円
シリカ水イノチの水2ケース	1,000 円

※ただし、シリカ水イノチの水については、乙が自ら商品購入する場合において会員特典価格により購入する場合には手数料(報酬)の還元は適用されないものとする。

(オリジナル副業プログラムの会員募集)

(税込)

オリジナル副業プログラム会員獲得時	10,000 円
-------------------	----------

第6条 (ロコミ等手数料(報酬)の引出し)

ロコミ等手数料(報酬)は、残高が振込手数料を超える場合にのみ引出し(振込)可能とする。
ロコミ等手数料(報酬)に満たない場合は翌月に持ち越されるものとする。

第7条 (ロコミ等手数料(報酬)の報告)

甲は、毎月15日までに、乙のロコミ等手数料の金額を提示するものとする。これは、前月中に乙がロコミ等により紹介した本件製品の販売額等とあわせてその販売額にかかる手数料(報酬)の金額を提示するものとする。

ロコミ等手数料(報酬)の報告(提示)は、電子メール・電話・郵送等のいずれかの方法によるものとする。

第8条 (契約期間)

本契約の契約期間は本契約書面の受領(ダウンロード含む)日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれか一方、または双方より契約解除の申し入れのない場合には、さらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

第9条 (譲渡)

甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾がない限り、本契約上の全部または一部を第三者に譲渡したり、または担保の目的に供したりしてはならない。

第10条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約によって入手した相手方の機密について管理し、守秘義務を負うものとする。また、本契約の有効期間中、および本契約の終了後5年間は第三者に開示・漏えいしてはならないものとする。

第11条 (契約解除)

甲および乙は、相手方が次の各号の一つ以上に該当した場合、直ちに本契約を解除することができるものとする。

1. 本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
2. 銀行取引停止処分を受けたとき
3. 第三者から強制執行を受けたとき
4. 破産、民事再生、あるいは会社更生等の申し立てを受けたとき

5. 信用状態の悪化等、あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

第12条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって、別途協議の上定め、円満解決を図るものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約ないし本契約にもとづく個別契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定める。

上記契約の成立を証するため、乙は承諾した旨を甲に割引券（クーポン）コードの申請という形で連絡するとともに、甲乙それぞれ保有する。

令和 年 月 日

（正規に本契約書を受領した日・ダウンロード含む）

甲 宮崎県児湯郡川南町大字平田 3087-1
サクセスキューブ株式会社
代表取締役 秋田秀一

乙 正規に本契約書を受領したオリジナル副業プログラム会員